

4. 研究期間

研究期間は、原則平成28年4月1日から平成29年3月末日までです。計画的に研究計画をたてていただき、なるべく早い執行をお願いいたします。また、同一の研究課題で継続する場合の研究期間は、研究開始の年度を含めて3年以内です。

5. 共同研究承諾書提出先

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
東北大学金属材料研究所 総務課 研究協力係
電 話 022-215-2183
ファクシミリ 022-215-2184
E-mail imrkyodo@imr.tohoku.ac.jp

6. 採 否

本センターの採択専門委員会及び共同利用・共同研究委員会等の議を経て決定し、平成28年3月下旬頃に申請者へ直接通知します。

なお、採択に当たっては、本センターの設置目的に合致し、本センターの研究部の研究内容に添ったものを優先する方針で、上記委員会により審査し、採否を決定いたします。

7. 旅 費

予算の範囲内において支給します。〔支給額の上限は30万円程度とします。〕

8. 共同利用研究報告書

研究代表者は、平成29年4月7日(金)までに「共同利用研究報告書」を本研究所webシステムにて提出してください。〔提出期限厳守のこと。〕

9. 論文の提出

研究成果はできるだけ論文として発表してください。本共同利用研究で得られた成果の論文発表に本センターへの謝辞を記載する場合は、「東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター(英文名: Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University)」における共同利用研究である旨の文章を入れてください。

英文の場合の参考として、文例を以下に示します。

- 1) This work was performed under the inter-university cooperative research program (Proposal No. **G****) of the Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University
- 2) This work is a cooperative program (Proposal No. **G****) of the Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University
- 3) This work is a cooperative program (Proposal No. **G****) of the CRDAM-IMR, Tohoku University

なお、論文を発表したときは、別刷1部を附属新素材共同研究開発センターあてに提出してください。

10. 宿泊施設

共同研究者で宿泊を必要とする方は、本研究所の宿泊施設(定員7名)を利用することができます。その場合、本研究所の対応教員又は総務課研究協力係にお申し込みください。

1 1. 知的財産権の取扱

東北大学共同研究取扱規程を準用します。

1 2. その他

○保険への加入

本研究所利用の大学院生及び学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）は、学生教育研究災害傷害保険への加入をお願いします。

別紙 1 (採択後に、共同利用 web システムにて作成のうえ提出してください。)

共同研究承諾書

(附属新素材共同研究開発センター)

国立大学法人東北大学
金属材料研究所長 殿

課題番号 :

研究課題 :

氏名	職名等	所属

上記の者が、共同研究者となることを承諾します。

平成 年 月 日

研究機関の長

所属・職・氏名

職印

上記の者のうち、学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）が共同研究者となることを承諾します。

指導教員 :

印

- 注) 1. 「所属機関の長」とは、研究者が所属する研究機関の長で、大学にあつては学長、学部長、研究科長、研究所長を、高専にあつては校長を、独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人及び国公立の研究機関にあつては機構長、理事長、センター長等を言います。
なお、大学院学生にあつては所属研究科長を、高専・専攻科学生にあつては校長を、学部学生にあつては学部長を言います。
2. 共同研究者に学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）がいる場合は、該当する学生の指導教員の承諾が必要になります。